

むつ市農業委員会第687回総会議事録

平成24年11月16日（金）むつ市農業委員会総会が、むつ市中央公民館 1階講堂において開催された。

1. 開催日時 24年11月16日（金）午前10時30分から午前11時00分
2. 開催場所 むつ市中央公民館 1階 講堂
3. 出席した委員の番号及び氏名（27名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	板 井 弘 巳
2	〃	柳 澤 都 市 秋
4	〃	柴 田 峯 生
5	〃	蛭 名 修 一
6	〃	福 永 忠 雄
7	〃	村 口 利 光
8	〃	野 里 岩 雄
9	〃	北 川 岩 男
10	〃	菅 原 靖 博
11	〃	工 藤 輝 雄
12	〃	本 山 日 満 夫
13	会 長	立 花 順 一
14	農 業 委 員	水 戸 隆 璽
16	〃	藤 澤 伊 三 郎
17	〃	橋 本 唯 志
18	〃	小 林 義 顯
19	〃	赤 坂 直 良
20	〃	嶋 影 秀 子
21	〃	菊 池 秀 藏
22	〃	立 花 幸 雄
23	〃	坪 清 志
24	〃	山 口 芳 一
25	〃	坂 本 正 一
26	〃	村 口 鉄 雄
27	〃	原 英 輔
28	〃	杉 山 武 美
29	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏

4. 欠席した委員の番号及び氏名（2名）

番 号	役 職 名	氏 名
1 5	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
3 0	〃	中 嶋 寿 樹

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項 地目変更登記に係る報告、非農地証明に関する報告

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 山 口 勝 美

次 長 一 家 隆 雄

主任主査 川 村 利 之

7. 会議録署名委員

1 2 番 本 山 日 満 夫 1 4 番 水 戸 隆 璽

8. 会議記録者

農業委員会事務局 次 長 一 家 隆 雄

会 議 の 概 要

議 長	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第687回総会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、29名中27名で定足数に達しております。</p> <p>本日、15番鴨田委員、30番中嶋委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、12番本山委員、14番水戸委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の一家次長を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし
議 長	<p>ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題に供します。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可申請についてご説明いたします。</p> <p>受付第一号、申請地は、田名部字赤川ノ内並木14番1061、地目は田、面積5,017㎡、親子間の贈与による所有権の移転であります。</p> <p>申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲渡後も季節野菜（かぼちゃ）の耕作地として利用するものであります。11月1日菅原委員、工藤委員、原委員、事務局により許可申請による調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した結果、特に問題はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>受付第2号、申請地は、田名部字下道79番1、地目は畑、面積1,789㎡であります。</p> <p>本申請は、譲受人（持分3分の1）、譲渡人（持分3分の2）である申請地についての持分の移転であり、贈与後は、譲受人個人の所有となる申請であります。</p> <p>申請地では、譲受人が農地として耕作してきたものであり、譲渡後も継続して耕作地として利用するものであります。11月1日菅原委員、工藤委員、原委員、事務局により許申請による調査を行い、周辺の農地の</p>

利用状況等を確認した結果、特に問題はないと思われま

す。
以上で説明を終わります。

議 長

議案第1号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

異議なし

議 長

質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題に供
します。

事務局より、説明願います。

事務局

議案第二号、農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可申請に
ついてご説明します。

申請地は、田名部字土手内 74 番 1303、地目は畑、面積 330 m²でありま
す。

当該土地は、譲受人の現在の住まい（近隣の父母所有の借家）に住ん
でおり、また、父母も近隣に住んでおります。父母の老後の同居も考慮
し、また、父母所有の借家（近隣に3棟）の維持管理にも最適地である
ため本土地を選定したとのことであります。

資金面及び周辺における被害防除等につきまして、特に問題はなく、
転用面積についても建ぺい率 20%を超えております。

以上のことなどから、許可要件は、満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

議案第2号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

異議なし

議 長

質疑がないようですので、議案第2号は、原案のとおり許可相当とし
て県知事に意見を送付いたします。

続きまして、地目変更登記に係る報告事項が2件と非農地証明に係る報告が1件あります。

事務局より、説明願います。

事務局

報告第1号 地目変更登記に係る照会についてご説明します
地番、関根字北関根 659 番 1、地目は畑、面積 17,861 m²、10月18日蛭名委員、坪委員、杉山委員、事務局で現地調査した結果、相当年数耕作しておらず、原野化していること、また砂鉄場であったため農地として適さないため、非農地として回答いたしました。

報告第2号、地番むつ市新町 1339 番 1、地目は畑、面積 670 m²、11月1日菅原委員、工藤委員、原委員、事務局で現地調査した結果、相当年数耕作しておらず、住宅街の中にあることより、非農地として回答いたしました。

つづいて、報告第3号非農地証明についてご説明します
地番、関根字安畑 50 番 2、地目は畑、面積 1,173 m²、10月11日坪委員、杉山委員、事務局で現地調査した結果、相当年数耕作しておらず、山林化していることから、非農地として回答いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

これで、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第687回総会を閉会します。

9. 会議録署名委員

会議録署名委員 本 山 日 満 夫

会議録署名委員 水 戸 隆 壘